

## 第3回山梨県障害者施策推進協議会会議録要旨

1 日 時 令和5年12月26日(火) 午後1時30分～3時

2 場 所 山梨県防災新館4階 403、404会議室

3 出席者

(委員)

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、小林信保、鈴木勝利、仁科加代子、三浦洋美、宮城隆、柳田正明、山崎泰洋、山西孝、山本和子、渡邊尚毅、渡邊秀昭、渡邊洋  
(五十音順)

(県側等)

障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、広聴広報グループ、県民生活総務課、  
県民生活安全課、交通政策課、市町村課、防災危機管理課、消防保安課、  
福祉保健総務課、健康長寿推進課、医務課、健康増進課、産業振興課、  
子育て政策課、産業振興課、労政人材育成課、観光資源課、スポーツ振興課、  
農村振興課、県土整備総務課、建築住宅課、住宅対策室、営繕課、学校施設課、  
義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課、生涯学習課、  
人事委員会事務局、交通規制課、生活安全企画課、地域課、  
山梨労働局職業安定部職業対策課

(事務局)

障害福祉課

企画推進担当(3人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 協議事項  
「やまなし障害児・障害者プラン2024」(仮称)の策定について
- (2) その他

7 議事の概要

- (1) 「やまなし障害児・障害者プラン2024」(仮称)の策定について

議題について、資料1～5により、事務局から説明した後、次のとおり協議した。

(議長)

ただ今の事務局から説明がありましたとおり、新たなプランは、来年度から3年間の県の障害者施策の方向を示す重要なものであり、障害者基本法で、障害者計画等を策定するに当たり、この協議会の意見を聴くこととされております。

まずは、今の説明について、何か御質問があれば伺います。その後、資料2の第2回の協議会における各委員からの御意見に対する事務局からの回答が示されたので、それを確認したうえで、資料3の今回事前に御提出いただいた意見について確認させていただきます。

そして、最後にもう一度それ以外の事項について議論するという流れで進められたらと思います。

まずは、今の説明で確認したいことがあればお願いします。

特に御意見等ないようですが、今後の質疑を交えて何かあれば御発言いただければと思います。

続きまして、先ほど事務局より説明があった、資料2の第2回の各委員からの意見等について今回、回答がありましたが、これを踏まえ、何かこれでも足りない、あるいはこの辺が不明確だということがあれば、お示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ないようですので、資料3の事前意見の内容の確認から行い、そこで加えて何か御意見があればという形でもよろしいかなと思います。それでは、まず付番1の委員から内容についての御説明をお願いします。

(委員)

私は芸術が好きで、学生時代からよく鑑賞をしていましたが、一人で見るとより色々な人と鑑賞すると、自分だけでは分からなかったことが見えたりします。芸術においては障害の有無は関係なく、障害がないから上手にできるとか、あるから逆に深く見られるというわけではないことから、障害の有無を超えて話ができる機会として、芸術の鑑賞は適しているのではないかと思います。今回のプランにおいては、新しく施策に一通り入れていただいていると思うので、そういった企画等を積極的に行っていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。ただいま説明の中であった、素案の中にある文化芸術に関する内容について、さらにそれを推進してほしいという御意見だったと思います。

では、続いて付番2の委員よりお願いします。

(委員)

施策に対する意見や内容に対する疑義等ではありませんが、資料1－2の参考資料の県民意識調査の中で、27ページの問20に、「障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものを、この中からあなた

の考えに近いものを3つまでお答えください。」という箇所があります。その回答結果として、「障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動」と答えた人が最も多かったのですが、今まで私も県と協力しながら長い間、そういった啓発活動を行っているにも関わらず、こういった結果となったことから、もう少し工夫したり、方法についての見直しを行う等、みんなで努力が必要ではないかということだけ書かせていただきました。もっと団体や県で色々工夫して、一般県民の皆様に、様々な障害について理解していただいて、そういう支援の1つになっていければいいかと思っています。

(議長)

ありがとうございます。折しも障害者差別解消法の改正で、来年の4月から合理的配慮が事業所全てに義務化になり、そういったものが動くかどうかということで重要な御指摘かと思えます。

御意見ということで、何か事務局の方から回答あるいは、御提案があれば伺えたらと思いますがいかがですか。

特にないようなので、付番3の委員から5つの御意見をいただいておりますので、御説明をお願いします。

(委員)

資料1-1の素案について、1番目は37ページの「※障害のある子どものみに係る取組は、《児》と表示。」と書いてありますが、《児》の記載がある施策番号14、17、18については別に障害児だけに係らない内容ではないかという素朴な疑問です。

続いて、45ページの施策番号60番についてですが、「災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院の整備」ということが書かれていますが、こちらの内容について、新たに病院を作るのか等疑問だったので、その点について質問させていただきました。

続いて、49ページの施策番号82番について、「身近な地域相談、身近な地域の相談支援の充実を図るため、各保健所において精神保健に関する面接、電話相談を行うとともに、訪問相談等を行います」という内容ですが、こちらの方に新規と書かれていたので、新規の内容とはどういうことなのかという、こちらも素朴な疑問です。

50ページの施策番号86番につきまして、「精神障害のある人を身近で支える家族を支援することにより、精神障害者及びその家族が、それぞれ自立した関係を構築することを促し、社会からの孤立を防止するための取組を推進します。」と記載されておりますが、新規の家族支援についての取り組みの内容は、どういうことなのかお伺いしたいです。

最後の第6章のところは、97ページに「(2)精神障害に対応した地域包括システムの構築」についての成果目標についての記載があります。これに関連して、資料4の3ページの活動指標に「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置回数」等の項目がありますが、その見込み量も分かれば教えていただきたいと思えます。

(議長)

ありがとうございます。それではまず、施策番号14、17、18番の《児》は不要で

はないかということですが、これについて御回答いただけますか。

(障害福祉課)

まず、14番と17番につきましては、趣旨としてはおっしゃるとおり、障害のない子供と障害のある子供との交流を促進することで、障害のある方に対する理解を促進するというような内容でして、施策の中では障害のない子供等を含めたものとなっております。ただ、プランとしては、障害児、もしくは障害者の方のいずれかに対する施策という取り扱いとなっていることから、こちらの2つについては障害児に限ってということでのこのように記載しております。

18番につきましては、各学校に対して障害のある方の特性を理解してもらうような教育を行っていくという趣旨なので、おっしゃるとおり障害児だけではなく、障害者も関係があることから、《児》というところは取らせていただきたいと思います。

(議長)

今の御説明で御理解いただけただけでしょうか。

(委員)

施策番号14、17番が取れない理由についての説明をもう一度お願いします。

(障害福祉課)

こちらは、特別支援学校と一般的な保育園や、幼稚園、小学校等の学校間での交流を行い、障害のある子ども、またはその保護者や地域の人々に対して障害の特性等の理解促進を図るという内容でして、ここでの政策の対象となるのは、障害のある子どもとない子ども、そしてその保護者や地域住民になるかと思えます。ただ、このプランにおける施策は、障害者か障害児を主としたものとなっておりますので、今回、障害者の方はここでは触れられていないことから障害児のみという取り扱いとしています。

(議長)

よろしいですか。では次の施策番号60番の災害拠点精神科病院の整備の計画について、新しい病院を作るのかという御質問と、施策番号82番について新規扱いとなっておりますが、現状との相違点は何か。そして、施策番号86番の家族支援の内容について伺いたいということですが、事務局の方から御回答いただきたいと思います。

(健康増進課)

まず、施策番号60番の災害拠点精神科病院の整備については、新しい病院を作るのではなく、災害が起こった場合、既存の精神科病院に、災害が起こった場合でも被災者を受け入れることができる機能を持っていただくというものです。

山梨県知事が災害拠点精神科病院を指定することになっていますが、厚生労働省からDPATの整備や、3日分の電力・備蓄食料の確保など指定要件というものが示されており、このプランの期間中に、精神科病院に要件をクリアできる整備を進めていただき、山梨県で指定を行うという目標となっております。

続きまして、素案の49ページ、施策番号82番についてです。

各保健所において精神障害を抱える方に対しての訪問事業は既に行っておりますが、今までプランに掲載しておらず、前回の本協議会の中で委員から訪問支援に関する御意見があったことをしっかりと踏まえ、県として、継続的、重点的に取り組むという観点から、改めて新規という形で掲載させていただきました。

こちらについても、継続してやっていくということと、県としても重点的に取り組むという観点から、改めてプランの方に掲載させてもらったという内容になっております。

続きまして、50ページの施策番号87番についてです。家族支援の取り組み内容とはどういったものかというお問い合わせですが、これは、障害を抱えていらっしゃる当事者だけではなく、御家族の支援も重要というところを、改めて示したものになります。

今までも御家族に対しての支援を進めてきていたところですが、当事者の方に比べまして、特に御家族の方については、制度上の後ろ盾が少ないというお話も伺っております。

それぞれ必要とされる支援内容は様々だと思いますので、まずは、精神保健福祉センターや保健所、もしくは市町村で相談をお受けし、基本的には個々に対応させていただく形となりますが、そこで対応ができなければ、しかるべき機関に繋いだり、もしくは関係機関が連携して支援をさせていただくという基本方針を示したものになります。具体的な取り組みを書き込むことはできませんでしたが、御家族の困りごとや、要望に応じて、1つ1つ対応していきたいと考えております。

(議長)

今の回答でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(議長)

既存のものを生かす、または既に実施していることをしっかり計画に盛り込むといったお話だったと思います。次の第6章に対する質問についてですが、事務局にて回答を願います。

(障害福祉課)

最初の説明の中でも触れさせていただきましたが、今回お配りしている資料5が御質問に対する回答資料です。こちらは上の《参考1》が、各市町村における令和4年度の実績の県域ごとの合計値、下の《参考2》が、各市町村の令和8年度時点の目標数値となっております。

実績と目標値を比較した際、傾向としては、全自治体が据え置きか、微増という状況になっております。

こちらの内容をプランに掲載するかどうかという点について、厚生労働省より、計画の策定についての自治体向けのQ&Aが作成されており、その中に本件の各数値については、各市町村の計画にて策定すると記載しています。

よって、県のプランには掲載する予定はありませんが、各市町村が策定する福祉計画の方に市町村ごとの目標値が掲載されているかと思しますので、そちらを御参照いただければと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(議長)

それでは付番4番の委員より2点お願いします。

(委員)

61ページの施策番号146番の看護師の配置や派遣について、先ほど事務局の方から108ページ以降の各市町村というか圏域ごとの数値目標についての説明がありましたが、地域格差のないような形、誰でも同じようなサービスを受けられるよう、まず目指してほしいと思います。

あともう1つ、医療的ケア児に関することについて、県では医療的ケア児の支援検討会議もありますし、今後、各市町村でそういった会議等の取り組みが行われていくと思いますが、やはり歯科が置き去りにになっている気がするので、歯科も含めた多職種で支援が実施されることを希望します、という内容です。

(議長)

これに関して、最初の看護師の派遣は御意見御要望のようですが、医療的ケア児支援における歯科分野の関わりについて、事務局の方で何かあればお話いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

(障害福祉課)

まず、御意見いただいた施策番号146番の甲府市と他の市町村の格差ということで、県としても各事業所の地域偏在の解消に向けて、今取り組んでいるところです。

続いて医療的ケア児支援における歯科分野との関わりについてですが、62ページの施策番号154番に記載のある、医療的ケア児支援検討会議の委員のメンバーについて、こちらに記載のある、保健医療、福祉、保育、教育等の関係機関の方々が委員になっております。その医療の中で、県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会から、それぞれの推薦者の方がメンバーに入っていており、歯科医師の先生からも御意見をいただいているところなので、そういったところを政策の方に反映できるよう取り組んでいきたいと思っています。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、付番5の委員の方から9点ございます。よろしくお願

いします。

(委員)

まず、37ページの施策番号8番について、「インターネット等を活用し、各種依存症に関する正しい知識についての情報発信を行います。」とあります。正しい知識を得るということは大変重要なことですが、聴覚障害者の場合には、音声言語は聞こえないことから、必ず字幕もしくは手話通訳を挿入したうえでの情報提供を受けたいと思ったことから、このような意見としました。

続いて、46ページの施策番号64番について、災害時のことについての記載があります。災害が起きた時には手話通訳者の派遣が必要になりますが、手話通訳者が県内に住んでいれば、その通訳者も被災することからすぐに対応するのは難しくなります。よって、県外から応援をもらえるような広域的なネットワークのシステムを希望します。

続いて、同じページの施策番号69番です。第2回目の会議の際に、私が御意見申し上げたものです。電話リレーサービスというシステムについて、赤文字で施策に追記いただきました。これと併せて現場で手話通訳などの派遣が対応出来る整備をお願いします。

続いて、82ページの障害者スポーツの推進に関して、障害者スポーツと言えば、パラリンピックというのは大変強い印象がありますが、パラリンピックには種目がないことから聴覚障害者は参加していません。

聴覚障害者の世界的大会には、デフリンピックというものがあり、それに参加するアスリートの活動支援や、環境の改善を求めていきたいと思っています。

続いて86ページの施策番号277番です。

ここに、聴覚障害者が福祉サービスを受ける場合、市町村の窓口到手話通訳を提供する環境整備を推し進めるといったことがありますが、手話通訳を提供するのではなく、手話通訳ができる人を配置するというようにしていただきたいです。

手話通訳は誰でもできるわけではなくて、山梨県の認定資格を持った人間が手話通訳業務を行えるわけです。ですから、手話通訳ができる人を配置することで、聴覚障害者が市役所へ伺う際の敷居が低くなるということです。

続いて、87ページの施策番号279番です。

警察本部では、聴覚障害者に対応するためにコミュニケーションボードを用意するという内容について、大変良い取り組みだと思えます。しかし、コミュニケーションボードだけで内容が通じるものもあれば、大変複雑なものは手話通訳者の派遣をしなければ対応できないものもあることから、山梨県聴覚障害情報センターと連携し、必要により手話通訳者を派遣できるような対応をお願いしたいです。

続いて、90ページの施策番号302番について、障害者の情報アクセシビリティの向上を図るために、聴覚障害者にあつた通信装置など情報支援の体制を図るということですが、具体的にどういったものを想定されているのか教えてください。

続いて、119ページの「(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」という項目についてです。その中に、手話通訳または要約筆記の委嘱者数という項目があります。

令和6年～8年の3年間で平均4人ずつ増えており、増加していくことは大変良いことだと思えます。

養成という大変大切な事業なので、これをどのように進め確実なものにしていくか、是非お聞きしたいと思います。

最後に、120ページの「(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」についてです。こちらに3年間の目標数値が書いてありますが、いずれも横ばいとなっています。派遣件数は毎年増加していますが、ここの3年間の数値が横ばいというのは何か根拠があるのか、教えていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。それではいただいた御意見に対する回答について、細切れにするより可能な限りまとめて事務局で回答をお願いできますか。施策番号69番については、御意見的などころもあります。これも含めて事務局の方から今の御指摘に対して説明をお願いします。

(障害福祉課)

まず、施策番号64番の災害発生時に県外からの手話通訳者の派遣については、災害派遣法や、色々な法律を研究させていただき、県外から派遣を受けられるようなシステムを構築していくことができたらと思います。

続いて施策番号69番の手話通訳者の派遣については、聴覚障害者情報センターと協議のうえ、検討していくこととしたいと思います。

続いて施策番号277番について、市町村の窓口到手話通訳者を設置してほしいということですが、市町村と協議を行いながら、ニーズなどを捉えて適切に対応できるよう進めて参りたいと思います。

続いて施策302番の、聴覚障害者用通信装置については、昨年度5件の支給がありまして、聴覚障害者用情報受信装置につきましては、昨年度1件の支給がありました。こちらは、各市町村において日常生活用具として支給されているものだと思いますので、もしそのような装置が必要な方がいらっしゃいましたら、各市町村に申請していただきたいと思います。

119ページの手話通訳者を増やすということについて、手話通訳者を増やすためには、市町村における手話奉仕員の研修を終了しなければ、手話通訳者になることはできないため、小さい時から手話に興味を持ってもらうことが有効なことから、福祉講話により小学生などに手話を周知していくということを進めてまいりたいと思います。

120ページの手話通訳者・要約筆記者派遣事業の数値が3年間同じ数値になったという点については、ニーズを勘案しながら数値の修正を行いたいと思います。

(健康増進課)

37ページの施策番号8番についてですが、こちらは依存症に関する情報発信についてインターネット等を活用していくという内容です。

何故インターネットかと言いますと、若い方や女性の方など、インターネットを使って情報を取得するという事が多いと考え、インターネットを活用した情報発信をしていくという趣旨です。

委員の御意見は、県の情報について手話言語や字幕の挿入等アクセシビリティに配慮

した情報発信をするように、という趣旨かと思imasので、依存症に限らず、プランで示している施策の内容について、しっかりとアクセシビリティに配慮した発信をしていくように努めていきたいと思imas。

(委員)

よろしくお願いたします。

(議長)

ありがとうございます。せっかくなので施策番号69番と279番について、警察本部地域課の方がいらっしゃいましたら、お話しいただけますか。

(県警本部地域課)

施策番号69番、現場で手話通訳者などの派遣ができる整備をお願いします、という御意見と、同じく279番、必要により手話通訳等派遣ができる手続きをお願いしますという、御要望をいただきました。

現場においては、その場での通訳というのが必要になると思imas。私の見当が違っていたら申し訳ございませんが、手話通訳の派遣制度は、事前に1週間前に要請しなければならないという仕組みだと思imasので、その場で通訳ができる電話リレーサービスの方が、どちらかというといいいかなと思imas。

そうは言っても、警察署等で行う各種の広報啓発活動においては、こうした手話通訳の派遣制度の積極的な利用について周知をしていきたいと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。続いて、82ページのスポーツ関係についてデフリンピックの御意見がありました。これについての回答をお願いします。

(スポーツ振興課)

83ページの主な取り組みとして、施策番号260番の障害者スポーツの競技力の向上ということで反映しております。パラアスリート同様、デフアスリートの方も含めまして、活動環境の整備を図っていきたいと思imas。

(議長)

はい、御回答いただきました。この回答で大丈夫でしょうか。

(委員)

色々御回答いただきありがとうございます。

御回答いただいた点について2点ございます。1つは、障害福祉課からの御回答で、手話通訳者を増やすために、手話を学ぶ入り口である、市町村が行っている手話奉仕員の講習会への参加者を増やすことと、併せて小中学校向けの福祉講話を増やすというお話しです。このことについて、手話を広めるため、聞こえない人と地域コミュニケーションを丁寧に拡大することは大事なことだと思imas。しかし、手話通訳とは何かというこ

とを踏まえきちんと試験を通過し、手話通訳をやるということと、手話を学ぶということは、1段階違うことであると思います。

底上げを行うことと、質の向上を行うとは少し違うと思うので、ここら辺はさらに養成の仕組みを強化する必要があると思います。

2つ目は、警察本部からお答えいただいた内容について、実際に警察署に聞こえない人が来た時に、手話通訳者がいなくても、電話リレーサービスなどを利用し対応することは可能かと思いますが、健常者の方が普段店の予約とか、生活上使っている電話とは、また少し違います。山梨県立聴覚障害者情報センターという専門機関がありまして、そこで手話通訳者や要約筆記者の派遣をしています。先ほどおっしゃっていた手話通訳者の派遣は、確かに前もって予約が必要ですが、人間は、突然お腹が痛くなって体調が悪くなる時がありますよね。そんな時には、情報センターにお願いすれば、緊急でも派遣の対応はできます。それで、各警察署には聴覚障害者情報提供施設のパンフレットを置いてもらって、突然、聞こえない人が窓口に来た時にどうしようとなった時でも、情報センターに連絡してもらえれば、緊急でも対応ができるという仕組みがあることをまず知っていただきたいです。

(議長)

はい、それでは掘り下げた質問で、手話通訳者の養成についての仕組みをどのように作っていったらいいかというお話について、あるかないかというようなところですが、この件について事務局の方で御回答いただきますか。

(障害福祉課)

より高度な技術を学ぶために、聴覚障害者情報センターにおける指導者養成研修の実施費用を助成しているところですが、より高度なレベルの手話通訳者を指導者として養成するため、聴覚障害者情報センターと協議を行ったりしながら、進めていくよう検討したいと思います。

(議長)

警察本部の方では、情報センターとの連携や、パンフレットの利用などの御指摘がありました。こういったことは地域の警察署と繋がりやすいところでどうなっているのかということも私も少し関心がありますが、今のお話について、何か回答いただけることがあればと思います。

(県警本部地域課)

先ほどのお話しで、緊急の場合も対応可能であるということをお教えいただいたので、そういった点について警察署等への周知を図っていきたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。では、他の障害のこともありますので、一旦ここで第3回の事前意見についてのやり取りは終えさせていただいて、これ以外の御意見を伺っていきたいと思います。時間もあと15分ほどしかないので、いかがでしょうか。御意見のある

方お願い致します。

(委員)

私は事前の意見は出していませんでしたが、ただいま説明していただいた中で、36ページの施策番号3番、「市町村や障害者団体などと連携を図り、障害のある人とない人が交流できる場を積極的に設け、相互理解を促進します。」という項目があるのですが、どのようなことを考えているのかと思います。

市町村に障害者福祉会というのがあって、私は、その市町村全体を含めた、山梨県の身体障害者連合福祉会の会長をさせていただいていますが、今、市町村の障害者福祉会が高齢化によって、だんだん減少して、活動を中止したり廃止したりするような傾向になっています。特に、市町村からの支援というか、資金の提供がだんだん少なくなってしまって、会員も少ないから当然とは思いますが、その二重の苦しみによってだんだん障害者の会が薄れてきているような感じがします。

福祉会の会員は減少していますが、障害者手帳を持っている人は増えています。ところが、私たちが市町村に「障害者手帳を持っている人を教えてくれ」とお願いをしても、「個人情報やプライバシーの問題でできません」と言われます。当然それは分かっていますが、「私たちからの発信を是非障害者手帳をお持ちの方にお伝え願います」と言っても、市町村の福祉課では「できません」という返事が帰ってきてしまいます。皆さんに「こういう活動をしているから、参加しませんか」というお知らせをしたいのですが、市町村からは「市役所や支所など公共の場所に、そういう文書を置いときますから、それで対応してください」というように言われて、それ以上のお願いはできていない状況です。もっと、障害者の人たちに、「こういう活動をしていて、こんな機会がありますよ」ということをお知らせできるような対応をしていっていただきたいと思っております。

また、身体障害者連合福祉会と「身体」がついていますが、平成18年頃に3障害が一緒になり、障害者というひとくくりになって、各市町村の障害者福祉会においても「身体」を抜いて、障害者福祉会という会を設けて、3障害が一緒に活動できるような体制を整えています。今、県の方でもいろいろな団体が活動していて、私たちは門を開いて活動していますが、だんだん会員が少なくなっているような状態ですので、是非県の方からお知らせをしていただきたいと思います。施策でどんな活動をするのか、疑問に思いましたが、是非よろしく申し上げます。

それと、先ほど委員からパラスポーツやデフリンピックの話がありましたが、来年度から、県の青少年センターを改装して、障害者優先のスポーツセンターに変えるというお話を聞きました。これについて、どのくらいの期間で完成をしていただけるのか、お聞きしたいと思っております。

最後にもう1つ、今、窓口無料化の問題が盛んに叫ばれているのですが、長崎知事においては、スマホによる電子決済モデル事業で対応しているとお聞きしています。ただ、この事業においては参加人数も少ないし、スマホが上手く操作できない高齢者や、視覚障害者を含めてということになると、ものすごく難しいのではないかなと思っております。

国の方から、健康保険証を廃止してマイナカードに全部移行するという話があるので、それらを利用してやった方が、素早いのではないかな、スムーズに行くのではないかなと思っております。是非そこらへんをお聞きしたと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(議長)

はい、ありがとうございます。3点ほど出ましたので、これについてお答えいただきたいですが、その他、どうしても今日確認したいと、挙手を予定されている方はございますか。

質問があとお一人ということで、お時間はちょっとありますので、よろしくお願いたします。ということで、今の3つのことに関しまして、事務局から何かあれば、このお話をお願いします。

(障害福祉課)

1つ目の御質問で、身体障害者の方の会員が少なくなってきていて、市町村において、個人情報関係上周知ができないということは、昔から言われてきたことですが、また山梨県障害者福祉協会の事務局と相談しながらどのような有効な手段があるのかというところを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(スポーツ振興課)

2つ目の御質問のパラセンターの整備状況でございますが、令和6年度中に運用開始を目指すということで、ただ今進めております。令和6年度の後ろの方になることを、今のところ想定をしている状況です。

(障害福祉課)

3つ目の御質問の重度心身障害者のスマホ決済について、現在、スマホを使ったモデル事業ということで行っております。それで、視覚障害者の方向けに電子決済アプリの改修を行いまして、音声案内によって視覚障害者の方にとって使いやすい形としているところでございます。そういったことも含めまして、まだまだ参加者数が少ない状況ですので、少しでも参加者数を増やしていきたいと考えておりますので、また、是非御協力をお願いいただければと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、別の御意見を委員からお願いします。

(委員)

意見としまして、この参考資料の中を拝見して思いましたが、44ページの次期障害者アンケートの調査結果の中の当事者のアンケートにおける、視覚障害者、身体障害者など障害者のバランスについてです。

例えば、76ページの3番の「障害者など特別な支援を必要とする人を受け入れる福祉避難所には、どのようなことが必要だと思いますか」という質問があります。(ア)から(ケ)まで選択肢があり、その中で、2つまでを選びなさいと書いてあります。聴覚障害者としては、この中ですと「(イ)文字や音声、手話など複数の情報伝達手段を確保すること」が必要ですが、その下の表の「福祉避難所に必要なこと」で、そこは7.9パーセントという回答率になっており、少ないなと思っております。つまり、色々な障害者の方に対

するアンケートなので、全体とすれば7.9パーセントですが、少ないとか必要がないということではないわけです。ですから、数値がいろいろ出てきますけども、それぞれ障害者に対するアンケートは、もっと別々にあってもいいのではないかと思います。全体を見ると、どうしても比重が減ってしまう項目がありますが、必要ないわけではないと思うので、障害別のアンケートというものが必要ではないでしょうか。

他にも、そう思うことはいくつかあります。比重として、数値で比べると非常に少ないと必要ないようなイメージになってしまいます。

(議長)

はい、ありがとうございます。分析手法についての御意見かと思えます。これについて事務局から何かありますか。

これに関して、アンケートの仕方を複雑化すると、他の人がよく分からなくなるということもあったり、単純に集計するというのは、分かりやすいということもあります。

ただ、今御指摘もあったように、実はこういった場合、ある一定の割合の中ではそのように言っているけど、単純に合算して割合を出しただけでは、少し正確性に欠けるということがあります。それをどのようにやっていくかということ、かなり複雑な公共分析、複雑でもないのですが、そういうこともありますので、少し検討することしか、今は言えないかなと思えますが、事務局もそういう見解でよろしいですか。ということで、これは預からせていただきます。

ということで、もう、あと3分で終わらなくてはいけなくなって、申し訳ないです。

では、会議で言い足りなかったことは、書面でお願いしますということですので、郵送でも今書いていただいても結構です。

計画の方も、だいたひ、「こういうのを入れてくれ、入れてほしい」という、そういう要望的な議論から、今日はこう書いてあることを具体的にどうするかという、確認レベルになっているかなと思えます。私もいくつかの自治体をやっていますけども、完成度は少し高いのかなというように見ております。今日は具体的な修正箇所ということはありませんでしたが、これからパブリックコメントを実施し、今日いただいた御意見も踏まえながら、さらに、素案を事務局と私の方で書かせていただいて、最終案を次の協議会に諮るということで、御了承いただけますでしょうか。

最終回は、おそらく確認という形と、御出席の委員さんに、私の進行の悪さも含めて、そういうことの御指摘など、一言ずついただくようになると思えますのでよろしく願います。では、本日の議論はこれで終了して、事務局に帰させていただきたいと思えます。

(司会)

会長には、長時間に渡る議事進行ありがとうございました。次に、その他といたしまして委員の皆様から何かございますか。

(会長)

すみません、1点、今までなかった警察本部の方から、真摯に御回答いただいて、こういったことで、福祉以外のところにどんどん繋がっていくのも、ありがたいことかな

と思います。特に今日は警察本部の方に私から感謝したいと思います。

(司会)

それでは何もなければ事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から連絡させていただきます。本年度、当協議会の委員の皆様の御意見をいただきながら、計画の策定作業を進めて参りました。第3回目である今回の協議会における委員の皆様の御意見を踏まえ、素案を修正いたします。今後は、庁内での合意を得た後、1月下旬からパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様に御意見をいただいた上で、3月15日に第4回目の当協議会を開催し、最終案の御審議をいただく予定でございます。

委員の皆様には、公私とも御多忙の折とは存じますが、御理解と御協力をいただけますよう、よろしく願いいたします。

(司会)

それでは、以上を持ちまして、第3回山梨県障害者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。委員皆様、お忙しい中、本当に長時間ありがとうございました。